

「令和8年度奈良県立高等学校教員の教科指導力向上研修講座」
企画及び運營業務委託公募型プロポーザル説明書

奈良県教育委員会事務局教育次長 高木 信行

1 趣旨

奈良県立高等学校の教員として、進学教育に求められる教科指導力向上を目的とした「令和8年度奈良県立高等学校教員の教科指導力向上研修講座（以下「研修講座」という。）」の企画及び運営について、業務を委託します。

研修講座の企画及び運營業務の受託を希望する企業及び団体等（以下「事業者」という。）から、最も適した者を選定するため、公募型プロポーザル方式により業務に関する提案を公募します。

2 業務概要

(1) 業務名

「令和8年度奈良県立高等学校教員の教科指導力向上研修講座」企画及び運營業務

(2) 業務内容等

「令和8年度奈良県立高等学校教員の教科指導力向上研修講座」企画及び運營業務委託に係る仕様書（以下、「仕様書」という。）に記載のとおりとします。

(3) 委託上限額

2,938,800円（消費税及び地方消費税10%相当額を含む。）

(4) 委託期間

契約を締結した日から令和8年10月30日（金）まで

(5) 履行場所

奈良県立教育研究所または各奈良県進学教育重点校

(6) その他

詳細については、仕様書のとおりとします。

契約条件については、別紙「『令和8年度奈良県立高等学校教員の教科指導力向上研修講座』企画及び運營業務委託契約書（案）」を参考にしてください。

3 提出書類

公募に参加を希望する事業者は、次の書類を作成して提出してください。

(1) 参加申込の提出書類

ア 参加申込書（様式1）1部

イ 事業者の概要（設立年月日、所在地、事業内容等）1部

ウ 作業実施証明書（様式2）1部

提案を行う業務について確実に履行することを証明する書類を提出してください。記載については別紙「作業実施証明書記載例」のとおりです。

(2) 提案の提出書類

ア 提案書等

正本1部、副本7部、見積書1部を提出してください。

なお、提案書の作成については、別紙提案書作成要領を確認してください。

見積書には経費及び内訳（項目、数量、単価、金額）を記載してください。

4 提案に係る質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和8年6月1日（月）午後3時まで

(2) 質問方法

質問票（様式3）を使用し「7」に記載の提出先に電子メールにて提出し、到着確認のため必ず電話連絡をしてください。（到着確認の電話は平日の午前9時から午後5時まででお願いします。）

(3) 質問に対する回答

各事業者からの質問は、令和8年6月3日（水）中に奈良県教育委員会事務局高校教育課ホームページでの公開により回答します。この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正とみなします。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。

5 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和8年6月5日（金）午後12時まで（土曜日、日曜日を除きます。）

(2) 提出方法

持参もしくは郵送により提出してください。提出先は「7 提出先」に記載のとおりです。いかなる書類であっても期限を過ぎた書類は受け付けません。郵送による場合は、書留郵便とし、上記提出期限までに必着とします。また、封筒には「『令和8年度奈良県立高等学校教員の教科指導力向上研修講座』企画及び運營業務委託に係る参加申込書在中」と朱書きしてください。

(3) 提出書類

「3 (1) 参加申込の提出書類」に記載の書類一式

(4) その他

- ア この公募に参加する者は、参加申込書の提出をもって、この説明書の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提出書類の作成、提出等に要する費用は申込者の負担とします。
- ウ 提出された参加申込書等は返却しません。
- エ 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となりますが、申込者に無断で公開しません。

6 提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年6月15日（月）午後3時まで（土曜日、日曜日を除きます。）

(2) 提出方法

持参もしくは郵送により提出してください。提出先は「7 提出先」に記載のとおりです。いかなる書類であっても期限を過ぎた書類は受け付けません。郵送による場合は、書留郵便とし、上記提出期限までに必着とします。また、封筒には「『令和8年度奈良県立高等学校教員の教科指導力向上研修講座』企画及び運營業務委託に係る提案書在中」と朱書きしてください。

(3) 提出書類

「3 (2) 提案の提出書類」に記載の書類一式

(4) その他

- ア 提出書類の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とします。
- イ 提案は各提案者につき1案とします。
- ウ 提出された提案書等は返却しません。
- エ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認めます。ただし、部分的な差し替えは認めません。
- オ 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となりますが、提案者に無断で公開しません。

7 提出先

奈良県教育委員会事務局 高校教育課 教育改革推進係
〒630-8502 奈良市登大路町30番地
電話番号 : 0742-27-9853
電子メール : kousui@office.pref.nara.lg.jp

8 受託者の決定について

(1) 選定審査会日時・場所

令和8年6月17日（水）午前10時00分開始予定
奈良市登大路町30番地 県庁東棟2階 教育委員室

(2) プレゼンテーション等実施

提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答を次の通り実施します。

- ア プレゼンテーション等は「令和8年度奈良県立高等学校教員の教科指導力向上研修講座」企画及び運營業務委託業者選定委員会の場で実施します。
- イ プレゼンテーションの時間は概ね15分を予定しています。また、プレゼンテーション終了後に、その内容及び提案書の内容について15分程度の質疑応答を行います。
- ウ 入室は各提案者3名以内とし、プレゼンテーションの実施者は、提案者に所属する本業務に係るプロジェクトリーダー予定者とします。
- エ 説明のために、パソコン（PowerPoint等）を持ち込んでの利用も可能です。プロジェクター、スクリーン及び電源（100V）は奈良県側で準備します。
- オ プレゼンテーションの内容は提出した提案書の内容とし、プレゼンテーション時に資料などを配付・提示することは禁止します。
- カ プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とします。また、各提案者の時間等詳細については、参加申込書の提出後、改めて通知します。

(3) 審査内容

- ア 別表「審査基準」のとおりとします。
- イ 提案者が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定し、受託者として特定します。
- ウ 提案者が1者の場合は、審査基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められた者については、当該提案者を受託者として特定することとします。

(4) 審査結果

決定した受託者の名称は、奈良県教育委員会事務局高校教育課のWebサイトに公開します。ただし、個別の審査結果については公表しません。

9 契約について

- (1) 受託者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については受託者による負担とします。
- (2) 受託者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき遅滞なく契約を締結するものとします。なお、審査の結果を踏まえて、提案内容の変更を求めることがあります。
- (3) 契約にあたっては、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合は、免除します。
 - ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
 - イ 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）の提出が必要です。なお、遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。

10 電子契約の可否

- (1) 可とします。
- (2) 電子契約を希望する場合は、上記5に係る書類の提出と同時に「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」（様式4）を上記7に示す電子メールアドレスにWord形式により提出してください。

11 契約の不締結

受託者決定後、契約締結までの間に、受託者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 受託者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 受託者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 受託者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、受託者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

12 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合には契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

- (1) 提案書等の提出書類について虚偽の記載が明らかになったとき。
- (2) 契約者に重大な瑕疵があるとき。
- (3) 契約者に業務遂行の意思が認められないとき。
- (4) 契約者に業務遂行能力がないと認められるとき。
- (5) 契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるとき（なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「受託者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。）

13 その他

- (1) 公募手続に関する質問（証明書記載方法・日程確認等）については電話でも受け付けます。
- (2) 本件公募に係る提出書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属することとします。
- (3) 契約者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (4) 契約者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。